

< 報道発表資料 >

令和 8 年 5 月 1 2 日

市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム

(京都市産業観光局観光M I C E 推進室)

(京都市環境政策局まち美化推進課)

地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度の募集開始

この度、京都市では、「地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度」の募集を開始します。

【募集概要】

● 補助対象団体

観光課題が発生している又は発生が見込まれる市内の地域に在住、通勤又は通学する者等によって自主的に組織され、当該地域において、観光課題の解決に取り組もうとする団体

● 補助事業

観光地等で発生する観光に起因する課題の解決に資する事業（対象事業例は別紙参照）
補助率は、対象経費の 1 / 2（補助上限額：1, 5 0 0 千円）

補助事業	
1	観光マナー啓発
	①マナー啓発活動
	②多言語対応（ピクトグラムを含む。）のマナー啓発物作成・情報発信
	③観光客にマナー改善を促すための環境整備
	④散乱ごみ対策に資する取組 ※検討段階から本市が伴走支援
2	混雑対策
	①観光客に混雑回避を促す取組
	②手ぶら観光の推進
3	その他観光課題対策として、特に必要性の高い又は先進的な取組

※イベント実施に伴い発生する主催者が当然に負担すべき経費（警備費等）については、対象外。

● 補助対象となる事業期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

● 補助対象外の経費

以下の経費は、補助対象外となりますので御留意ください。

- ① 飲食・交際費
- ② 申請団体の構成員の人件費
- ③ 宿泊費
- ④ 固定資産（土地・家屋）の購入、家賃
- ⑤ 緑化整備、観光振興のためのイベント等の地域の観光振興及び活性化事業
- ⑥ 補助制度の目的に一致しない費用
- ⑦ その他、公的資金の使途として不適切と認められる費用

● 提出書類

- ・ 地域と連携した観光課題解決等推進事業補助金交付申請書（要綱第1号様式）
- ・ 収支予算書（要綱第2号様式）
- ・ 事業計画書（要綱第3号様式）
- ・ 見積書等事業実施に要する経費を証する書類
- ・ 事前着手届（要綱第4号様式）※交付決定前に事業を開始する場合のみ提出

● その他

- ① 京都市及び他の行政機関から補助を受ける事業及び営利目的の事業等は補助対象外となります。
- ② 交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届を御提出ください。
- ③ 申請額が予算を超過した場合は、交付額が減額となる場合があります。
- ④ 補助対象事業には、京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及に御協力ください（ポスターへのロゴ掲載・ホームページによる啓発等）。

観光モラル資料ダウンロード集：

<https://www.moral.kyokanko.or.jp/download>

※本事業は宿泊税を活用しています。

【今後のスケジュール】

- 申請受付期間 令和8年5月12日（火）～令和9年1月29日（金）

※当日消印有効

※当該補助事業は予算の範囲内で補助金を交付するものです。予算が無くなりしだい、申請を締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- 交付決定 審査のうえ、申請後、1か月を目途に通知予定

【申請書の提出先】

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：黒木・杉山）

郵便番号：604-0924

住所：京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地ヤサカ河原町ビル7階

電話：075-746-2255

FAX：075-213-2021

メール：kanko-mice@city.kyoto.lg.jp

<本事業に関するお問合せ先>

- 観光課題対策全般（散乱ごみ対策を除く。）

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：黒木・杉山）

電話：075-746-2255

- 散乱ごみ対策

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（担当：井上・柳田）

電話：075-222-3953

【参考】宿泊税の使途に係る動画

宿泊税は、観光課題対策にも活用しております。以下専用ページ内で宿泊税の使途を動画でも紹介しておりますので、併せて御覧ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000344567.html>

二次元コード：



【例 1】

観光客が多い地域において、混雑の発生、道全体に広がった歩行、ごみのポイ捨てなど、観光客によるマナー違反が発生していた。観光マナーの啓発を行うため、環境整備及び情報発信を実施する。

(補助金の申請者)

保勝会

(実施事業)

■ マナー啓発員の配置 (1-①マナー啓発活動)

地域においてマナー向上の呼びかけを行うとともに、混雑緩和を図る。

(補助対象費用：マナー啓発員の配置に係る費用)

■ 常設看板の設置 (1-②多言語対応のマナー啓発物作成・情報発信)

マナー啓発を実施するため、多言語対応の案内看板を設置する。

(補助対象費用：看板の作成費用、設置費用)

■ ごみ箱やリユース食器の導入 (1-④散乱ごみ対策に資する取組)

テイクアウト店舗を中心にごみ箱を設置しごみの散乱を防ぐとともに、リユース食器を導入して排出されるごみの減量を図る。

(補助対象費用：ゴミ箱購入費用、リユース食器購入費用)

【例 2】

観光客が多い地域において、一定の時間に観光客が密集してしまうことから、比較的少ない時間での分散化に向け、混雑状況について情報発信を行う。

また、大きな荷物を持った観光客が目立つことから、より快適な観光をしてもらうため、手ぶら観光の環境整備及び情報発信を実施する。

(補助金の申請者)

地域のまちづくり団体

(実施事業)

■ ライブカメラの設置 (2-①観光客に混雑回避を促す取組)

混雑エリアにライブカメラを設置し、リアルタイムで混雑状況を発信することで、時間帯を分散した観光を推進する。

(補助対象費用：ライブカメラ設置費用、HP掲載に係る費用)

■ 荷物預かり場所を掲載したマップを作成 (2-②手ぶら観光の推進)

近隣の荷物預かり所をまとめたマップ等を作成し、地域に訪れた観光客に配布する。

(補助対象費用：マップ作成に係る費用)